

岐阜県立高山工業高等学校 いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法【第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの具体的な態様

- ◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- ◆その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。
- ◆けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) 学校の基本姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識のもと、危機感をもって未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応に努める。また、重大事態には真摯に対処する。

- ・「いじめは絶対に許されない行為」という意識を徹底する。
- ・「一人一人、誰もが大切」という人権意識を常に持ち、体現できるようにする。
- ・「いじめはいつでも、どこでも起こり得る」という視点での継続的な見守りをする。

本校は、年間を通していじめ防止基本方針に基づいた取組を実施するが、その実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。

2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法【第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織をおくものとする。

◇本校は、次のような組織を設置し、いじめ防止等の活動をする。

【組織の名称】

高山工業高等学校「いじめ防止等対策検討会議」

【組織の構成員】

- ・学校関係者…校長、教頭、生徒指導主事、教育相談部長、教務主任、進路指導主事、特別活動部長、保健厚生部長、工業部長
 - ・外部人材……弁護士、臨床心理士、地域代表、保護者代表(育友会会長)
- ※校長が会を司る。会務は教頭が担当し、生徒指導主事がこれを補佐する。

【組織の運営】

- ・年2回（5月・2月）「いじめ防止等対策検討会議」を開催する。
第1回は、学校の現状の確認及び基本方針の検討をするとともに、年間計画を決定する。
第2回は、取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針等の見直しを検討する。
- ・重大事態発生時には、この委員会を拡大した「いじめ対策連絡協議会」を立ち上げ、事態の対応に当たる。

(2) 学校及び各分掌の取組

日常の教育活動で、いじめが起きにくく、いじめを早期に発見しやすい環境づくりをする。

未然防止	・いじめの起きない人間関係づくりと、他人を大切にできる人格の育成 ・自他の生命と人権を重んじ、いじめを許さない人格の育成
早期発見	・共感的な生徒対応（生徒と対話のできる場面を、日常的に確保する） ・生徒の人間関係の把握と、変化への気づきを高める姿勢づくり（職員研修実施） ・アンケート、個人面談、日誌等の活用
早期対応	・小さないじめの兆候であっても、その場で即時に指摘して指導し、担任に報告する ・いじめの兆候を見つけたら、職員間で情報を共有して組織で対応する

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、すべての生徒が正しい人権意識を持てるように指導する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整備し、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・外部評価を定期的実施し、自校の教育活動の点検及び見直しを実施する。
- ・教職員の資質向上及び人権意識向上を図るべく、管理職による定期的な自己啓発面談や職員研修会を実施する。

【生徒指導部】

- ・学年会及び学科、教育相談室、保健室と連携を密にして、生徒に関する情報収集に努めるとともに、心配な生徒については早い段階で声かけや面談をし、場合によっては家庭に連絡して連携を図る。
- ・生徒の意識を高めるため、関連したテーマのLHRを実施したり、啓発活動を繰り返し実施する。
- ・年3回（6月、10月、2月）いじめ・迷惑調査を実施し、情報収集に努める。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。（外部講師による講話も実施する。）
- ・MSリーダーズ活動等ボランティア活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育むと共に、社会の一員としての自覚を醸成する。

【教育相談部】

- ・年2回（4月、10月）教育相談週間を設定し、全生徒との個人面談を実施して、相談する機会を設ける。
- ・教育相談室利用推進及び校外の相談窓口について、文書で定期的に広報する。
- ・教育相談日より「ひだまり」による定期的な啓発活動を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用するための職員研修会を実施する。
- ・スクールカウンセラーを有効活用するとともに、外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）と定期的に情報連携を図る。

【教務部】

- ・授業規律の確立を推進するとともに、学習環境を定期的に点検・整備する。
- ・各教科の授業研究を推進し、習熟度別授業を活用しながら、わかる授業を実践する。
- ・授業アンケートを活用し、授業のユニバーサルデザイン化を推進する。

【進路指導部】

- ・進路実現に向けて、段階的に各種情報を提供し、目的意識をもたせる指導をする。
- ・インターンシップや社会体験学習を通して、望ましい勤労観・職業観を育成する。
- ・キャリア教育を推進し、社会人としてふさわしい人間関係づくりを指導する。

【特別活動部】

- ・ホームルーム活動や生徒会活動を通して、人間として望ましい在り方・生き方を考え、互いに尊重し合う態度を養う。
- ・部活動に自主的、積極的に取り組み、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としての規範意識の高揚を図る。

【保健厚生部】

- ・保健室による各種健康管理活動を通して、生命尊重の意識の高揚を図る。
- ・保健室利用者に対して、身体的な健康管理指導だけでなく、心の相談活動も推進する。

【渉外部】

- ・育友会総会や学年別保護者集会等において、いじめ防止に向けた研修や講演会を企画する。
- ・家庭や地域との緊密な連携により、校外生活指導や教育環境の整備と充実を図る。

(3) 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

月	行 事	目的	取 組 内 容
4	入学式	啓発	・新入生、保護者に対する本校のいじめ防止基本方針解説
	新入生オリエンテーション	啓発	・学校生活における規律指導、情報モラル指導等
	第1回校内いじめ防止職員研修会	防止 発見	・基本方針の確認、気になる生徒についての情報交換
	教育相談週間	防止 発見	・担任と生徒の二者面談、生徒・保護者向けに校内外の相談窓口の周知（文書等の配布）
5	心理検査	発見	・SERA PLUS 検査の実施（1、2年生対象）
	スクールカウンセラー出前授業	啓発	・ソーシャルスキルトレーニング
	第1回いじめ防止等対策検討会議		・現状の確認、基本方針の検討、年間計画の決定
6	情報モラル講習	啓発	・情報モラル講習（1年生対象）
	教育相談職員研修	発見・防止	・心理検査の活用研修（全職員）
	第1回校内いじめ迷惑調査	発見・対応	・記名・無記名選択式で全校生徒対象に実施
7	防犯講話(全校対象)	啓発	・外部講師を招いて防犯講話を実施
	三者懇談	発見	・家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 ・生徒・保護者向けに相談窓口の周知（文書の配布）
8	第2回校内いじめ防止職員研修会	防止・発見	・気になる生徒についての情報交換(職員会議後)
9	運動会リーダー研修	啓発	・運動会リーダーに対する指導法の研修
10	第2回校内いじめ迷惑調査	発見・対応	・記名・無記名選択式で全校生徒対象に実施
	教育相談週間	啓発	・担任と生徒の二者面談

11	生徒指導・教育相談合同研修会	対応	・全職員対象の人権意識や生徒理解に関する研修
	ひびきあいの日	防止・発見	・全クラスで人権をテーマにしたLHRの実施
12	三者懇談	発見	・家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 ・生徒・保護者向けに相談窓口の周知（文書の配布）
1	第3回校内いじめ防止職員研修会	防止・発見	・気になる生徒についての情報交換（学年別）
2	第2回いじめ防止等対策検討会議		・取組の成果と課題、基本方針等の見直し・検討
	第3回校内いじめ迷惑調査	発見・対応	・記名・無記名選択式で全校生徒対象に実施
3	第4回校内いじめ防止職員研修会	防止対策	・現状の点検と次年度に向けての課題確認

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法【第23条】

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[対応する組織]

「生徒指導委員会」

※生徒指導委員会の構成員は、管理職、生徒指導主事、教育相談部長、当該生徒の担任・学年主任・学科主任・部顧問、等とする。

※第三者の派遣については、県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応手順]（対処マニュアルは別に定める）

- ・教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに対策組織（生徒指導委員会）に報告し、組織的な対応につなげる。
- ・被害生徒、加害生徒の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聴き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査し事実関係を把握
- ・保護者への説明（事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）

- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・県教委への連絡と経過説明（校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※いじめの解消は、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめの再発を防ぐ教育活動を行うこととする。

※いじめが解消している判断は、いじめに係る行為が止んでいる期間が、少なくとも3か月継続していること、および、被害生徒と保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認できることとする。

（2）「重大事態」と判断された時の対応

法【第28条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応する組織]

「いじめ対策連絡協議会」

※「いじめ対策連絡協議会」の構成員は、「いじめ防止等対策検討会議」に、「生徒指導委員会」の委員を加え、必要な場合には専門的な第三者を加えるものとする。

※第三者委員は、重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については、県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

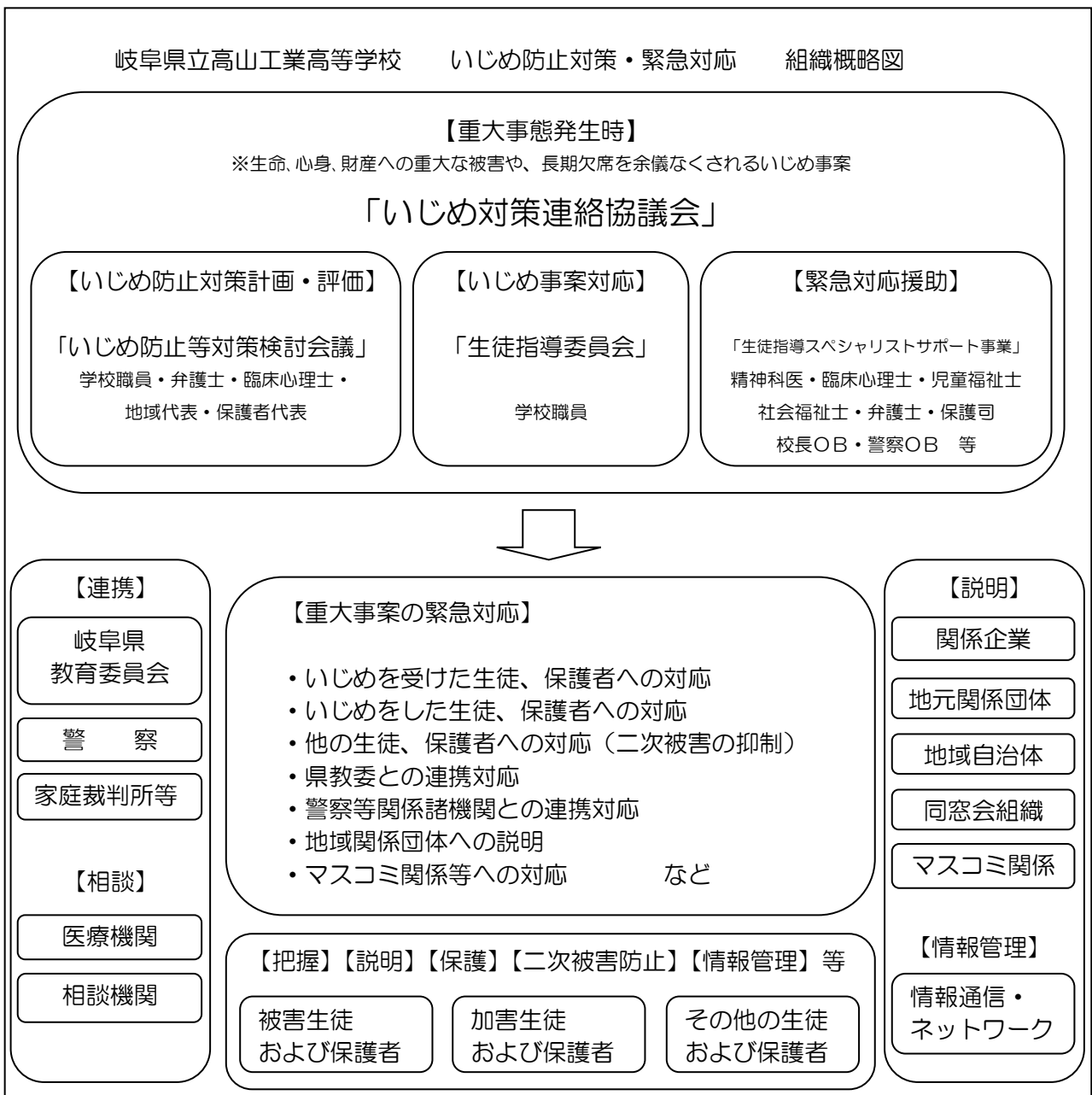
[対応手順]（対処マニュアルは別に定める）

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・速やかに初期情報を収集するとともに「生徒指導委員会」を開催して状況を判断する。また、速やかに保護者との連携をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ
- ・学校主体の調査が適当であると県教委が判断した場合、校長の判断により「いじめ対策連絡協議会」を招集する。

[事実関係を明確にするための調査を実施するにあたっての留意事項]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携し、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾にして説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒及び保護者に説明する等の措置を取る。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

【重大事態と判断された時の対応組織】



4 情報等の取扱い

(1) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

(2) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、情報の提示を求められたりすることもある。そのような緊急事態を想定して、生徒の個人調査データ（心理検査、いじめ調査、迷惑調査、進路調査等）、いじめがあった等の申立てがあった場合のアンケートや聴取結果の記録、調査報告書等の関係書類の保存期間は5年とする。

策定日	平成26年	4月	1日
改定日	平成29年	4月	1日
改定日	平成29年	11月	1日
改定日	平成31年	4月	1日
改定日	令和2年	4月	1日